

新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第53号

新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県自然環境保全条例施行規則（昭和49年新潟県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章（略） 第2章 自然環境保全地域（第3条— <u>第27条の6</u> ） 第3章～第5章（略） 附則 （特別地区内の行為の許可基準） 第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物を新築すること。 ア・イ（略） ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア)～(キ)（略） (ク) 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。 <u>第19条第1号キ</u> において同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設 (ケ)・(コ)（略） (サ) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下 <u>第13号及び第19条第11号</u> を除き「道	目次 第1章（略） 第2章 自然環境保全地域（第3条— <u>第27条</u> ） 第3章～第5章（略） 附則 （特別地区内の行為の許可基準） 第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物を新築すること。 ア・イ（略） ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア)～(キ)（略） (ク) 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。 <u>第19条第1号カ</u> において同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設 (ケ)・(コ)（略） (サ) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下 <u>第10号及び第19条第8号</u> を除き「道

路」という。)であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(シ)・(ス) (略)

(セ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに附帯する建築物を含む。）

(ソ) (略)

(タ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設

(チ)～(マ) (略)

(ニ) (ア)から(オ)まで、(キ)から(ク)まで、(ス)又は(ソ)から(ハ)までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

(ム) (略)

エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

(ア) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

a～c (略)

d a又はbの土地に隣接する土地（道路又は水路を挟んで接する土地を含む。）

(イ)～(エ) (略)

オ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア (略)

イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ウ～オ (略)

(6)～(8) (略)

(9) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における

路」という。)であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(シ)・(ス) (略)

(セ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに付帯する建築物を含む。）

(ソ) (略)

(タ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設

(チ)～(マ) (略)

(ニ) (ア)から(オ)まで、(キ)から(ク)まで、(ス)又は(ソ)から(ハ)までに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

(ム) (略)

エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

(ア) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

a～c (略)

d a又はbの土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）

(イ)～(エ) (略)

オ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア (略)

イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ウ～オ (略)

(6)～(8) (略)

自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(特例適用団体)

第16条 条例第17条第7項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)・(2) (略)

(3) 公益社団法人新潟県農林公社（昭和47年11月1日に社団法人新潟県林業公社という名称で設立された法人をいう。）

(4)～(9) (略)

(10) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所

(11)～(15) (略)

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第18条 条例第17条第11項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

(5) (略)

(6) 道路法第2条第1項に規定する道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

(7)・(8) (略)

(9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(特例適用団体)

第16条 条例第17条第7項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)・(2) (略)

(3) 社団法人新潟県農林公社（昭和47年11月1日に社団法人新潟県林業公社という名称で設立された法人をいう。）

(4)～(9) (略)

(10) 独立行政法人森林総合研究所

(11)～(15) (略)

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第18条 条例第17条第11項第2号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの。

(5) (略)

(6) 道路法第2条第1項に規定する道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

(7)・(8) (略)

事に協議しその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(10) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(11) (略)

(12) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第19条 条例第17条第11項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
ア～ウ (略)

エ 境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ 道路(道路法第2条第1項に規定する道路を除く。)を改築すること(舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

コ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)

サ (略)

シ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

ス 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

セ (略)

ソ (略)

タ (略)

チ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

ツ (略)

テ (略)

ト (略)

ナ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改

(9) (略)

(10) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第19条 条例第17条第11項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
ア～ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク 道路(道路法第2条第1項に規定する道路を除く。)を改築すること(舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ケ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)

コ (略)

サ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

シ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

ス (略)

セ (略)

ソ (略)

タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

チ (略)

ツ (略)

テ (略)

ト 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改

築し、又は増築すること。

三 (略)

又 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること
(ア)から(ウ)まで、又は(ク)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において(ア)から(ウ)まで、又は(ク)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(エ) (略)

(オ) 門、堀、給水設備又は消火設備

(カ)～(ク) (略)

ネ (略)

ノ (略)

ハ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために工作物を設置すること。

ヒ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

フ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

(2)～(4) (略)

(5) 木竹を伐採することであつて次に掲げるものア～オ (略)

カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を伐採すること。

キ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(6) (略)

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

築し、又は増築すること。

ナ (略)

三 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること
(ア)から(ウ)まで、又は(ク)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において(ア)から(ウ)まで、又は(ク)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 当該建築物の高さをこえない高さの物干場

(エ) (略)

(オ) 門、へい、給水設備又は消火設備

(カ)～(ク) (略)

ヌ (略)

ネ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 木竹を伐採することであつて次に掲げるものア～オ (略)

(6) (略)

- ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- オ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。
- ケ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。
- コ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- サ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- シ 土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- ス 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて次に掲げるもの
- ア 森林の整備及び保全を図るために条例第17条第4項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（条例第17条第4項第8号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。
- (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜

である動物の放牧を含む。)であつて次に掲げるもの

ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第17条第4項第9号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。)を放つこと(条例第17条第4項第9号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。)。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

オ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

(7) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。

(イ) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

ア～カ (略)

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条に規定する漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ (略)

(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

ア～キ (略)

ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者がこれらの事業を営むために動力船を使用すること。

ケ (略)

(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

ア～カ (略)

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ (略)

(8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

ア～キ (略)

ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

ケ (略)

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1項第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ウ～ケ （略）

(13) 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は条例第17条第4項第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為若しくは条例第17条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに付帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第20条 条例第18条第3項第5号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第21条 条例第18条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第19条第1号、第5号イからクまで、又は第12号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為（同条第1号又は第12号ウにあつては、工作物を新築することを除く。）

(2) （略）

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
ア～エ （略）

オ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第54条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）

カ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ウ～ケ （略）

(10) 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は条例第17条第4項第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為若しくは条例第17条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに付帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第20条 条例第18条第3項第4号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第21条 条例第18条第3項第5号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第19条第1号、第5号イからオまで、又は第9号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為（同条第1号又は第9号ウにあつては、工作物を新築することを除く。）

(2) （略）

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
ア～エ （略）

(4) 前3号に掲げる行為に附帯する行為

(野生動植物の捕獲等の許可申請書)

第22条 条例第18条第3項第7号の規定による許可の申請は、別記第4号様式による申請書を提出して行うものとする。

2 (略)

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第25条 条例第19条第7項第4号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げるものとする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第26条 条例第19条第7項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 第19条第1号に掲げるもの(同号ト、又及びネに掲げるものを除く。)

イ～オ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

ア (略)

イ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
ア 水産資源保護法第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

イ・ウ (略)

エ 第19条第12号エからケまでに掲げる行為(同号カに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。)

オ (略)

(7) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(自然保護取締員の資格及び権限等)

第27条 条例第20条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)に規定する自然保護取締員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

2 条例第20条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第17条第4項各号、条例第18条第3項、条例第19条第1項各号及び条例第24条第1項各号に掲げる行為について、その中

(4) 前3号に掲げる行為に付帯する行為

(野生動植物の捕獲等の許可申請書)

第22条 条例第18条第3項第6号の規定による許可の申請は、別記第4号様式による申請書を提出して行うものとする。

2 (略)

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第25条 条例第19条第7項第3号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げるものとする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第26条 条例第19条第7項第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 第19条第1号に掲げるもの(同号テ、ニ及びヌに掲げるものを除く。)

イ～オ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

ア (略)

イ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築により着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
ア 水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

イ・ウ (略)

エ 第19条第9号エからケまでに掲げる行為(同号カに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。)

オ (略)

(7) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(自然保護取締員の資格及び権限等)

第27条 条例第20条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)に規定する自然保護取締員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

2 条例第20条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第17条第4項各号、条例第18条第3項、条例第19条第1項各号並びに条例第24条第1項各号に掲げる行為について、その

止を命じ、又は条例第17条第4項第3号、第5号から第10号まで及び第12号、条例第18条第3項、条例第19条第1項第3号及び第5号並びに条例第24条第1項第3号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

3 (略)

(生態系維持回復事業の確認)

第27条の2 国及び市町村等が、条例第20条の3第2項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

- ア 生態系の状況の把握及び監視
- イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第27条の3 国、県及び市町村等以外の者が、条例第20条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第27条の4 条例第20条の3第4項の規定による確認又は認定の申請は、別記第6号様式の2による申請書を提出して行うものとする。

中止を命じ、又は条例第17条第4項第3号及び第5号から第7号、条例第18条第3項、条例第19条第1項第3号及び第5号並びに条例第24条第1項第3号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。

3 (略)

2 条例第20条の3第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第20条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(3) 国、県及び市町村等以外の者が、条例第20条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第27条の5 条例第20条の3第6項の規定による変更の確認又は認定の申請は、別記第6号様式の3による申請書を提出して行うものとする。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第27条の6 条例第20条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

2 条例第20条の3第9項の規定による届出は、別記第6号様式の4による届出書を提出して行うものとする。

(協議若しくは許可申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第40条 条例第16条第2項(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議をした行為、条例第17条第4項若しくは第18条第3項第7号の規定による許可を受けた行為又は条例第19条第1項、第24条第1項若しくは第26条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議若しくは許可の申請又は届出にあつては、第13条第2項、第14条第2項、第22条第2項、第23条第3項、第31条第3項、第35条第2項の規定により協議書、申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る協議若しくは許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を協議書、申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第16条第2項(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議若しくは条例第17条第4項若しくは第18条第3項第7号の規定による許可の

(協議若しくは許可申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第40条 条例第16条第2項(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議を受けた行為、条例第17条第4項若しくは第18条第3項第6号の規定による許可を受けた行為又は条例第19条第1項、第24条第1項若しくは第26条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議若しくは許可の申請又は届出にあつては、第13条第2項、第14条第2項、第22条第2項、第23条第3項、第31条第3項、第35条第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る協議若しくは許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第16条第2項(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議若しくは条例第17条第4項若しくは第18条第3項第6号の規定による許可の

申請又は条例第17条第10項、第19条第1項若しくは第24条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

第1号様式(10) (略)

第2号様式 (第17条関係)

特別地区内非常災害応急措置届出書

(略)

行為の種類	
(略)	

- (注) 1 「行為の種類」欄には、条例第17条第4項各号に掲げる行為を記入すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

第3号様式(10) (略)

第4号様式 (第22条関係)

野生動植物保護地区内行為許可申請書

(略)

新潟県自然環境保全条例第18条第3項第7号の規定により、野生動植物保護地区における野生動物(植)物の捕獲(採取)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

(略)

- (注) 1 (略)
- 2 不要の文字は、抹消すること。

第6号様式 (第27条関係)

(略)

(裏)

(略)
第45条 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は <u>100万円</u> 以下の罰金に処する。
(略)

申請又は条例第17条第10項、第19条第1項若しくは第24条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(許可申請書又は届出書の提出部数)

第44条 条例の規定による許可の申請又は届出は、許可申請書又は届出書の正本にその写し2通を添えてしなければならない。

第1号様式(7) (略)

第2号様式 (第17条関係)

特別地区内非常災害応急措置届出書

(略)

行為の種類	建築物等の新・改・増築、宅地造成等の土地形質変更、鉱物の掘採、土石の採取、水面の埋立て、木竹の伐採、その他()
(略)	

- (注) 不要の文字は、抹消すること。

第3号様式(7) (略)

第4号様式 (第22条関係)

野生動植物保護地区内行為許可申請書

(略)

新潟県自然環境保全条例第18条第3項第6号の規定により、野生動植物保護地区における野生動物(植)物の捕獲(採取)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

(略)

- (注) 1 (略)
- 2 不要の文字は、まつ消すること。

第6号様式 (第27条関係)

(略)

(裏)

(略)
第45条 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は <u>50万円</u> 以下の罰金に処する。
(略)

2 条例第20条第2項（条例第25条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第17条第4項各号、条例第18条第3項、条例第19条第1項各号及び条例第24条第1項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は条例第17条第4項第3号、第5号から第10号まで及び第12号、条例第18条第3項、条例第19条第1項第3号及び第5号並びに条例第24条第1項第3号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

(略)

第11号様式（第38条関係）

(略)

(裏)

(略)

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(略)

(略)

第12号様式（第38条関係）

(略)

(裏)

(略)

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(略)

(略)

第13号様式（第39条関係）

損失補償請求書

(略)

新潟県自然環境保全条例第41条の規定により、次のとおり請求します。

(略)

2 条例第20条第2項（条例第25条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第17条第4項各号、条例第18条第3項、条例第19条第1項各号並びに条例第24条第1項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は条例第17条第4項第3号及び第5号から第7号、条例第18条第3項、条例第19条第1項第3号及び第5号並びに条例第24条第1項第3号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。

(略)

第11号様式（第38条関係）

(略)

(裏)

(略)

第48条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(略)

(略)

第12号様式（第38条関係）

(略)

(裏)

(略)

第48条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(略)

(略)

第13号様式（第39条関係）

損失補償請求書

(略)

新潟県自然環境保全条例第40条の規定により、次のとおり請求します。

(略)

第2条 新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(6)の次に次の3様式を加える。

第1号様式(7) (第14条関係)

特別地区内木竹の損傷許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

新潟県自然環境保全条例第17条第4項の規定により、特別地区内における木竹の損傷の許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

目 的				
行 為 の 場 所	郡 市	町 村	大字 字	地番
行 為 地 の 状 況				
施 行 方 法	木 竹 の 種 類			
	木 竹 の 数 量			
	損 傷 の 方 法			
	自然環境保全上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名	
予 定 日	着 手 完 了	年 月 日	年 月 日	
備 考				

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(8) (第14条関係)

特別地区内植物の植栽(は種)許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

新潟県自然環境保全条例第17条第4項の規定により、特別地区内における植物の植栽(は種)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的				
行 為 の 場 所	郡 市	町 村	大字 字	地番
行 為 地 の 状 況				
施 行 方 法	植 物 の 種 類			
	植栽又はは種の面積			
	植栽又はは種の方法			
	管 理 方 法			
	自然環境保全上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名	
予 定 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
備 考				

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(9) (第14条関係)

特別地区内動物の放出許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

新潟県自然環境保全条例第17条第4項の規定により、特別地区内における動物の放出の許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

目 的				
行 為 の 場 所	郡 市	町 村	大字 字	地番
行 為 地 の 状 況				
施 行 方 法	動 物 の 種 類			
	放 出 数 量			
	放 出 の 方 法			
	管 理 方 法			
	自然環境保全上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名	
予 定 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
備 考				

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

別記第1号様式(10)の次に次の1様式を加える。

第1号様式(11) (第14条関係)

特別地区内車馬（動力船・航空機）の使用（着陸）許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

新潟県自然環境保全条例第17条第4項の規定により、特別地区内における車馬（動力船・航空機）の使用（着陸）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的						
行 為 の 場 所	郡	町	大字	字	地番	地 目
行 為 地 の 状 況						
施 行 方 法	車馬（動力船・航空機） の種類及び数					
	使用（着陸）範囲及び 面積					
	使用（着陸）の方法					
	自然環境保全上の配慮					
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名			
予 定 日	着 手	年	月	日	完 了	年 月 日
備 考						

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

別記第3号様式(6)の次に次の3様式を加える。

第3号様式(7) (第17条関係)

特別地区内既着手行為届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出人住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第17条第10項の規定により、特別地区において、木竹の損傷に着手しておりますので、次のとおり届け出ます。

目 的					
行 為 の 場 所	郡	町	大字	字	地番
	市	村			
行 為 地 の 状 況					
施 行 方 法	木 竹 の 種 類				
	木 竹 の 数 量				
	損 傷 の 方 法				
	自然環境保全上の配慮				
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名		
予 定 日	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	
備 考					

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。

第3号様式(8) (第17条関係)

特別地区内既着手行為届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出人住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第17条第10項の規定により、特別地区において、植物の植栽(は種)に着手しておりますので、次のとおり届け出ます。

目 的				
行 為 の 場 所	郡 市	町 村	大字 字	地番
行 為 地 の 状 況				
施 行 方 法	植 物 の 種 類			
	植栽又はは種の面積			
	植栽又はは種の方法			
	管 理 方 法			
	自然環境保全上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名	
予 定 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
備 考				

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

第3号様式(9) (第17条関係)

特別地区内既着手行為届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出人住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第17条第10項の規定により、特別地区内において、動物の放出に着手しておりますので、次のとおり届け出ます。

目 的				
行 為 の 場 所	郡 市	町 村	大字 字	地番
行 為 地 の 状 況				
施 行 方 法	動 物 の 種 類			
	放 出 数 量			
	放 出 の 方 法			
	管 理 方 法			
	自然環境保全上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名	
予 定 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
備 考				

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

別記第3号様式(10)の次に次の1様式を加える。

第3号様式(11) (第17条関係)

特別地区内既着手行為届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出人住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

新潟県自然環境保全条例第17条第10項の規定により、特別地区内において、車馬（動力船・航空機）の使用（着陸）に着手しておりますので、次のとおり届け出ます。

目 的					
行 為 の 場 所	郡	町	大字	字	地番
	市	村			
行 為 地 の 状 況					
施 行 方 法	車馬（動力船・航空機） の種類及び数				
	使用（着陸）範囲及び 面積				
	使用（着陸）の方法				
	自然環境保全上の配慮				
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名		
予 定 日	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	
備 考					

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

別記第6号様式の次に次の3様式を加える。

第6号様式の2（第27条の4関係）

生態系維持回復事業確認（認定）申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

新潟県自然環境保全条例第20条の3第4項の規定により、生態系維持回復事業の実施に係る確認（認定）を受けたいので、次のとおり申請します。

生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
生態系維持回復事業を行う期間	
備 考	

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

第6号様式の3 (第27条の5関係)

生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第20条の3第6項の規定により、生態系維持回復事業の実施に係る確認(認定)を受けた事項について変更したいので、次のとおり申請します。

確認(認定)を受けた 年月日及び番号		年 月 日		第 号	
変更の内容	変更事項	変更前		変更後	
	生態系維持回復事業を行う期間				
	生態系維持回復事業を行う区域				
	生態系維持回復事業の内容				
変更を必要とする理由					
行為実施者		住所	TEL()	氏名	
予 定 日		着手	年	月	日
		完了	年	月	日
備 考					

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。

第6号様式の4（第27条の6関係）

生態系維持回復事業軽微変更届

年 月 日

新潟県知事 様

届出人住所氏名
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名）

新潟県自然環境保全条例第20条の3第9項の規定により、生態系維持回復事業の実施に係る確認（認定）を受けた事項のうち軽微なものについて変更したので、次のとおり届け出ます。

確認（認定）を受けた 年月日及び番号	年 月 日		第 号
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
	氏名（名称）		
	住 所		
	代 表 者 の 氏 名		
変 更 し た 年 月 日			
備 考			

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。